

令和6年度採用力向上支援事業業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

三重県では、人口減少、少子高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業の労働力不足が深刻化している。特に、採用活動の進め方や広報の手段について、自社の強みや特性を採用活動時に十分に活かしてきれていない県内企業が多く、求職者の県内就職につながりにくい状況である。

このため、採用活動等の課題を個々に分析し、企業の特性や状況に応じた効果的な課題解決の手法を提供することにより、県内企業の採用力向上と若年求職者から選ばれる県内企業の増加につなげていく。

2 企画提案コンペを行う目的

事業を実施するにあたり、県内企業の採用広報等にかかる現状や課題に応じて、効果的な解決手法等を提案することにより、求職者から選ばれる県内企業を増やし、若者等の地元就職促進につなげるための必要な業務を委託できる最適な事業者を選定するため。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和6年度採用力向上支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月26日まで
- (3) 業務内容 別添「令和6年度採用力向上支援事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託上限額

契約上限額は8,120,797円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペ参加資格確認の申請

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便又は信書便等により提出してください。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

- ・提出期限：令和6年4月24日（水） 17時まで
- ・提出先：下記21に記載する連絡先
- ・参加資格確認結果通知日：令和6年5月8日（水）までに通知します。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式）・・・・・・・・・・ 1部
※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。
- (2) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書
（個人の場合。写し可）・・・・・・・・・・ 1部

7 企画提案書等の提出

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便又は信書便等により提出してください。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

- ・提出期限：令和6年5月16日（木） 17時まで
- ・提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案書（仕様書に沿って作成すること。A4で20枚以内）・・・・・・10部
原則A4版で、長辺側を綴じてください。様式は自由とします。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画書にまとめるとともに業務実施スケジュール（工程表）や業務体制を記載して提出してください。

また、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付して下さい。

- (2) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「令和6年度採用力向上支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 第1次審査の実施（適否評価）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行います。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わないものとします。

・実施日時 令和6年5月17日（金）

(2) 第2次審査の実施（プレゼンテーション審査）の実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ企画提案資料記載の連絡先へ郵送又は電子メールにて連絡します。

なお、状況に応じて、オンラインによる開催となる場合もあります。

・実施日時 令和6年5月24日（金）予定

・実施場所：三重県庁8階 雇用経済部会議室（津市広明町13番地）（予定）

9 最優秀提案の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

- (1) 目的適合性：委託目的と提案内容が合致し、目的達成に効果が高い内容であるか
- (2) 企画性：事業を行うにあたって必要な知識を有した上で、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案となっているか
- (3) 計画性：実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか
- (4) 専門性：業務の実施において、採用力向上に関する専門的な知識や実績を有しているか
- (5) 経済性：事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか

1 0 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して令和6年5月27日（月）に通知します。

1 1 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(税務署発行)の写し・・・1部
- (2) 「納税確認書」(県税事務所発行)の写し（三重県内に本支店又は営業所等がある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (3) 契約実績証明書（第3号様式）

1 2 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限：令和6年4月19日（金）正午まで（必着）
- (2) 質問の方法：持参、ファクシミリ、電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください。）なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記して下さい。
- (3) 質問に対する回答：令和6年4月22日（月）17時までに電子メール、ファクシミリ等のいずれかにより回答するとともに、本企画提案コンペ公告（本HP）にて掲載します。

1 3 委託契約締結に関する事項

- (1) 最優秀提案事業者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

- (2) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (5) 契約は、三重県雇用経済部において行います。

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合には、前金払いをすることができることとします。

1.6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.7 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報

の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。

- (2) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (3) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しな

がら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとしします。

(6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとしします。

(7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとしします。

(8) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとしします。

2 1 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 担当：内藤

TEL : 059-224-2465 FAX : 059-224-3024 E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp